

知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

<2014年11月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

韓国弁理士 金 成鎭

今回は、韓国特許庁が韓国での特許無効率が高いことを明らかにしながら特許審査の質を向上するための制度を紹介する記事と、韓国と中国間のFTAにおける法律市場及び知的財産権分野の交渉結果をまとめた記事を紹介する。

18日付のソウル経済新聞によると、韓国特許庁が競争力のある高品質の特許を作るために、もう一度特許審査をアップグレードする。早い審査で出願期間を短縮した分、ずさんな特許が出ないように審査の品質を一層強化するための布石である。11月17日、特許庁によると、韓国の昨年の特許無効率は49.2%で、日本の20.4%より2倍以上高いことが分かった。不良特許は、産業と市場に混乱をもたらし、紛争を起こして企業の負担を加重させる。これを防ぐため、特許庁は、審査の全過程にわたって無効化される可能性がある特許出願をふるいにかけて、品質の高い特許が創出されるように基盤を手入れする方針である。

代表的なのが、早期にずさんな特許を予防する特許異議申立制度の導入である。これは、特許登録後一定期間内に先行技術情報などの特許取消理由を特許審判院に提供すると、審判官が判断して不良特許を取り消す制度だ。アメリカ・日本などでは、特許の品質を向上させるために、無効審判だけでなく、不良特許を簡単に削除することができる公衆審査制度を並行運営している。このような特許庁の新しい試みは、「特許審査3.0」に要約される。特許審査3.0の骨子は、国民とのコミュニケーション・正確性・カスタマイズされた審査サービスだ。特許庁の関係者は、「行政の効率中心の審査サービスであった特許1.0と2.0の時代に比べて3.0は、出願・審査・登録

に至る全過程にわたって出願人と積極的に協力するのが特徴」とし、「既存のポジティブ審査に予備審査の拡大と補正案予備検討を加えることになる」と説明した。予備審査は、正確な審査と早期権利化のための本審査前に出願人と審査官が直接疎通し、審査情報を共有する制度だ。技術水準が高い出願の一部に適用していた優先審査をすべての対象に拡大する予定である。また、補正案予備検討制度を通じて、出願人が拒絶理由の通知を受けた後、補正期間中に補正案を提出して面談を申請する場合、審査官は、既存の拒絶理由が解決したのかを示し、追加の補正事項と方向を直接提示してくれるようになる。正確な審査サービスのために公衆が参加する審査も考慮している。特許法改正を推進し、行政サービスの向上だけで足りない部分も補完する。改正案は、現在の特許制度の統合説明会やホームページを通じた意見聴取、世論調査を進めており、特許法制小委員会の議論も経た。特許庁は、年内に特許法改正公聴会を開催し、2016年の施行を目指して特許法改正草案を用意し、来年下半年に政府立法として推進する計画である。特許庁の関係者は、「特許法改正に自由な補正で再審査を受けることができる継続審査請求制度、特許決定後に重大な瑕疵が見つかった場合は、職権で再審査を再開する制度の導入などが可能になるだろう」とし、「来年、政府立法の手続きを経て2016年に施行に入ることになれば、創造経済を牽引する品質の高い審査が創出されるだろう」と述べた。

11日付の韓国経済新聞によると、サービス業の市場は、韓国と中国が最後まで開放水準をめぐる、戦いを繰り広げた分野だ。中国は、韓国の主要貿易相手国のうち、サービス分野の市場障壁が高い国の一つだったからである。妥結前日までなかなか合意

を見られなかった両国は、法律、通信などのサービス市場を部分開放することで合意した。両国は、ひとまず「ポジティブ自由化方式(開放分野のみ列挙)」に基づいてサービスの市場を開放した。開放された市場は、法律、エンジニアリング、建設など限られている。代わりに、発効後2年以内に「ネガティブ自由化方式(未開放分野のみ列挙)」で後続交渉を進めて、交渉開始後2年以内に終了することにした。

◆韓中合作法律事務所設立が可能に

両国は、FTA締結を通じて、中国上海自由貿易地帯の中で韓国の法律事務所が中国の法律事務所と合作して法律事務所を設立することができるよう協議した。韓中合作の法律事務所は、中国全土を対象に法律サービスを提供することができる。中国に進出した韓国企業が増えるほど、法律諮問の需要も増加して、中国の法律諮問という新しい市場が開かれたという分析だ。合弁法律事務所は、両国間の貿易や相互投資に関する法律諮問業務を処理することになる。主に中国に進出した韓国企業、韓国に進出した中国企業を支援する役割をすることになる。訴訟業務は扱うことができない。ある大手法律事務所の代表弁護士は、「これまで国内の法律事務所は、不法に中国で暗黙のうちに中国弁護士を雇って仕事を受注したりした」とし、「FTA締結で相手国の市場への諮問業務が合法領域に入ってくるので、より活発に中国法関連の業務処理を行うことができるだろう」と期待した。このため、合弁会社設立を検討する法律事務所も増える見通しだ。

◆知的財産権の強化

今回のFTAのもう一つの成果は、知的財産権に関する義務を詳細に規定した点である。まずは、演奏者とアルバム製作者の補償請求権に対する概念を規定した。例えば、中国では韓国歌手の音楽を聴くごとにアルバム製作者と演奏者に著作権料を払わなければならない。放送物コンテンツの保護期間も20年から50年に延長された。中国の放送局が韓国ドラマ「星から来たあなた」を著作権料の支払いなしに放送したい場合は、50年を待たなければならないということだ。双方は、中国産の「コピー」を根絶するために、外国人の有名商標保護も強化することにした。中国企業が韓国商品のロゴを変形する方法で同様の製品を販売し、韓国企業は頭をいためてきた。両国は、中国市場で悪質な類似商標登録を防止することができるように、韓国企業の商標保護装置を設けることにした。通信分野では、相手国に進出した企業に自国企業との公正な競争を確保する内容が盛り込まれた。国内の移動通信事業者が、中国のチャイナテレコムが保有しているネットワークを利用する際の料金とサービスの面で、中国現地企業と比較して不利な待遇を受けない制度的装置が設けられたものである。韓国の未来創造科学部の関係者は、「中国とのFTA妥結で、中国の通信市場で、日本、欧州などの競争国よりも優位を占めることができるようになった」と述べた。主な争点だった通信サービス市場の開放水準は2段階の交渉で再び議論することにした。通信部門の全体的な利害得失評価は、追加交渉の結果が出てはじめて可能であるという分析である。

《訴訟関係》

- ▲SKテレコムは、携帯電話のアドレス管理技術を侵害したという理由で、モバイルメッセージング会社のバイバー(Viber)を相手に特許侵害訴訟を起こしたものと11月2日確認された。(4日 朝鮮)
- ▲韓国特許審判院は去る11月3日、国内のスタートアップ「韓国ギャップイヤー」(Korea Gapyear)が米国の大型衣類メーカーのギャップ(Gap)を相手に出した「不使用取消審判」において、韓国ギャップイヤーに勝訴決定を下した。(4日 マネ)
- ▲電気自動車バッテリーの核心素材である分離膜コーティング製造技術をめぐり、SKイノベーションとLG化学が繰り広げてきた特許紛争が3年ぶりに終了する。両社は、2011年に始まったすべての訴訟と紛争を終わりにすることとし、これと関連した合意書を10月30日に締結したと11月4日明らかにした。(5日 東亜)

- ▲LG電子は11月5日、グーグルと互いに保有した特許を共同使用できるクロスライセンス契約を結んだと明らかにした。(6日 朝鮮)
- ▲11月11日、SKケミカルは、貼る認知症治療剤である「イクセロンパッチ」と関連したノバルティスとの特許無効訴訟の2審で勝訴したと明らかにした。(12日 ファ)
- ▲11月13日、主要外信によると、サムスン電子は、エヌビディアがコンピューティング技術特許8件を侵害したとし、米国バージニア州東部地方裁判所に損害賠償・販売差止請求の訴訟を提起した。(14日 電子)

《立法》

- ▲国内外の大企業による中小企業の技術奪い取り行為がなかなか途絶えない中で、来る11月29日から「中小企業技術保護支援法」が施行される予定。(28日 ハン)

《行政》

- ▲韓国特許庁は、国内の物理・融合保安産業の競争力強化のために、「物理・融合保安産業知識財産(IP)競争力向上方案」を推進すると11月11日明らかにした。(12日 電子)
- ▲11月17日、韓国特許庁によると、韓国の昨年の特許無効率は49.2%で、日本の20.4%より二倍以上高いことが分かった。(18日 ソ経)
- ▲韓国未来創造科学部が11月23日明らかにした国家科学技術審議会運営委員会に報告した「2013年度研究開発活動調査結果」によると、昨年、韓国全体の研究開発(R&D)投資額が59兆3,009億ウォンと集計され、昨年より6.9%増加したが、技術料収入が減少し、特許の質的水準が低いことは改善点として指摘された。(25日 電子)

《その他》

- ▲ソウル新聞が11月3日、金・張法律事務所(Kim & Chang)、広場(Lee & Ko)など7大ローファーム所属の外国弁護士を調査した結果、大型ローファームが外国弁護士を活発に迎え入れていることが分かった。これは、国内企業の海外進出と外国企業の国内進出とが繋がり、契約、買収、特許権関連の法律紛争が地道に増えているためである。(4日 ソ新)
- ▲韓中FTAを通じて両国は、法律、通信等のサービス市場を部分開放することで合意した。これに伴い、中国上海の自由貿易地帯内で韓国のローファームが中国のローファームと合作してローファームを設立することができるようにし、知的財産権に対する義務を詳しく規定した。(11日 韓経)
- ▲米国経済専門誌のフォーチュンは17日(現地時間)、全世界1,000大企業を対象にした報告書と資料等を集め合わせて、10大R&D投資企業を選定、発表した。ここで、サムスは、昨年全世界の企業のうち二番目に多くのR&D投資(14兆6,784億ウォン)を行ったことが調査された。(18日 ア経)
- ▲韓国特許庁によると、9月末基準で商標ブローカーと疑われる35名がその間に出願した商標は、1万9,130件に及ぶ。(19日 韓経)
- ▲11月20日、産業研究院によると、2013年に米国特許商標庁(USPTO)に登録された韓国の特許は1万4,548件で、外国人登録特許の10.1%を占めた。このうち、サムスン電子、LG電子、サムスンディスプレイなど3大企業の比重が54.0%に達した。(20日 アジ)
- ▲11月23日、法務部によると、検察の技術流出犯罪の処理件数は、2005年207件から2010年365件、2011年439件、2012年448件、昨年459件と着実に増加する傾向。(25日 マネ)
- ▲11月25日、サムスン電子の分期報告書によると、9月末までの技術使用額は1兆3,852億ウォンと示さ

れた。一年に1兆ウォンを超す資金を海外技術使用料として支給したのは4年ぶり、先の2010年にはラムバス等との特許使用契約などで、歴代最大の1兆8,213億ウォンを使用している。(26日 ファ)

※媒体の正式名称 (発行社)。

朝鮮日報 (朝鮮日報社)、東亞:東亞日報 (東亞日報社)、ハン:ハンギョレ (ハンギョレ新聞社)、韓国:韓国日報 (韓国日報社)、文化:文化日報 (文化日報社)、毎経:毎日経済新聞 (毎日経済新聞社)、韓経:韓国経済新聞 (韓国経済新聞社)、ソ経:ソウル経済新聞 (ソウル経済新聞社)、ア経:アジア経済新聞 (アジア・メディア・グループ)、電子:電子新聞 (電子新聞社)、葉業:葉業新聞 (葉業新聞社)、デジ:デジタルタイムス (文化日報社)、ファ:ファイナンシャルニュース (ファイナンシャルニュース新聞社)、イー:イートゥーニュース (イートゥーニュース社)、デイ:デイリーパム (デイリーパム社)、アジ:アジアトゥデイ (アジアトゥデイ社) 連合:連合ニュース (連合ニュース社)、ニュ:ニューシス (ニューシス社)、朝ビ:朝鮮ビズ (朝鮮経済社)、マネ:マネートゥデイ (マネートゥデイ社)、へ経:ヘラルド経済 (ヘラルド社)



特許庁人事異動

氏 名 新 旧

齊 藤 公志郎 併) 情報技術統括室長補佐 審査第二部審査官 (動力機械)
併) 情報技術統括室総括機械化専門官
併) 総務課システム開発室
併) 総務部情報システム室

(以上 12月10日付発令)



| 開廷日 | 担当部 | 事件番号 | 事件名 | 事件進捗状況 | 原告 (提起人) | 被告 (相手側) |
|------|-----|------------------|----------------|--------|----------------------------|--------------|
| 9.17 | 2部 | 平成26年(行ケ)第10122号 | 審決取消 (商標) | 弁論 | デンツプライ インターナショナルインコーポレーテッド | 特許庁長官 |
| 9.17 | 2部 | 平成26年(ネ)第10066号 | 特許権侵害行為差止等請求控訴 | 第1回弁論 | 平田機工(株) | 日本電産サンキョー(株) |
| 〃 | 2部 | 平成26年(ネ)第10054号 | 著作権侵害差止等請求控訴 | 第1回弁論 | (株)サンセイアールアンドディ 外 | 東映(株) 外 |
| 〃 | 2部 | 平成26年(行ケ)第10109号 | 審決取消 (特許) | 第1回弁論 | X | 特許庁長官 |
| 〃 | 4部 | 平成25年(ネ)第10089号 | 著作権侵害差止等請求控訴 | 弁論 | (有)ドライバレッジジャパン 外 | Y |
| 9.24 | 2部 | 平成26年(ネ)第10060号 | 特許権実施料等請求控訴 | 第1回弁論 | AURAL SONIC(株) | Y |